

教育委員会定例会協議報告事項

令和8年7月21日

【報告事項】

- 令和7年度長岡市の児童生徒の問題行動等について (学校教育課 資料当日配布)
- 科学博物館学芸員研究論文の学術誌への掲載について (科学博物館 資料P 1)
- 長岡市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱の一部改正について
(子ども政策課 資料P 2～7)

科学博物館学芸員研究論文の学術誌への掲載について

1 掲載について

掲載誌：伊豆沼研究報告第 20 巻（査読付き論文誌）

（公財）宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 発行

論文名：「信濃川から大河津分水間におけるガビチョウの分布状況」

鳥居憲親（長岡市立科学博物館動物研究室）・櫻井幸枝（同植物研究室）

2 研究の要旨

（１）調査の目的

日本の侵略的外来種ワースト 100 に指定されているガビチョウは、積雪が少ない地域に分布するとされてきたが、近年、県内の積雪量が多い内陸部でも目撃されており、定着域拡大の可能性への早急な情報収集が求められている。

（２）調査の方法

そこで、本種の鳴き声情報が急増している信濃川と、既に本種が侵入している大河津分水河川敷の 32 地点において、さえずり音声データをスピーカーから大音量で再生し、その後の反応有無を確認する方法により分布調査を行った。

（３）調査の結果

本種は大河津分水河口部の河川敷 2 地点においてのみ確認されたことから、内陸の河川敷への定着域拡大の可能性は低いと推定された。

一方、内陸部では本種と鳴き声が酷似のクロツグミ（在来種）が複数地点で確認されたことから、信濃川での本種確認情報はクロツグミによる誤同定の可能性が疑われ、情報の真偽を精査する必要があることを提言した。

（４）調査及び論文掲載の意義

本調査は、信濃川河川敷における初めての本種の網羅的な分布調査であると同時に、数少ない県内内陸部での本格的分布調査例でもあり、県内での本種の分布域の把握、在来生態系の保全対策構築のための資料としての活用が期待される。

※博物館法

博物館活動を「資料の収集・保管」、「調査研究」、「展示」、「教育普及」の一体的なものとして位置付け ⇒ 市民サービス機関であると同時に学術機関としての役割も有している

※学芸員とは

展示解説を行うだけでなく、資料や自然現象について調査研究を行い、その成果を展示や教育活動に還元することが求められており、展示の質を高め、学校教育への貢献、地域の知的資産の蓄積などにおいて、調査成果を市の財産としていかなければならない。

長岡市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱の一部改正について

本要綱の一部改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 改正理由

令和8年4月8日付けで国の子ども・子育て支援交付金交付要綱が一部改正されたことに伴い、「長岡市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱」の一部を改正するもの

2 改正内容

補助基準額の改正

3 施行期日

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の補助基準額は、令和8年4月1日以後に行われる補助対象事業について適用する。

長岡市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長岡市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱（平成27年長岡市告示第379号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後			改正前		
（補助対象事業の要件） 第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当する事業であつて、児童の健全な育成のために必要があると市長が認めたものとする。 （1）長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第52号。以下「条例」という。）で定める基準を満たす事業であること。 （2）（略） （補助対象事業の種類） 第5条 補助対象事業の種類は、次に掲げるとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 別表（第6条関係）			（補助対象事業の要件） 第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当する事業であつて、児童の健全な育成のために必要があると市長が認めたものとする。 （1）長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第52号） _____で定める基準を満たす事業であること。 （2）（略） （補助対象事業の種類） 第5条 補助対象事業の種類は、次に掲げるとおりとする。 （1）・（2）（略） _____ 別表（第6条関係）		
補助対象事業の種類	補助対象経費	補助基準額	補助対象事業の種類	補助対象経費	補助基準額
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業の	次の各号に掲げる放課後児童健全育成事業所の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 年間開所日数が250日	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業の	次の各号に掲げる放課後児童健全育成事業所の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 年間開所日数が250日

実施に必要な経費。 ただし、食糧費を除く。	以上の放課後健全育成事業所 アからウまでの金額を合算した額 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) 次の(ア)から(オ)までの支援の単位の区分に応じ、当該(ア)から(オ)までに定めるところにより算出した額 (ア) 構成する児童の数が1人以上19人以下の支援の単位 $3,028,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 28,000円$ (イ) 構成する児童の数が20人以上35人以下の支援の単位 $5,416,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$ (ウ) 構成する児童の数が36人以上45人以下の支援の単位 $5,416,000円$ (エ) 構成する児童の数が46人以上70人以下の支援の単位 $5,416,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 96,000円$ (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円	実施に必要な経費。 ただし、食糧費を除く。	以上の放課後健全育成事業所 アからウまでの金額を合算した額 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) 次の(ア)から(オ)までの支援の単位の区分に応じ、当該(ア)から(オ)までに定めるところにより算出した額 (ア) 構成する児童の数が1人以上19人以下の支援の単位 $2,794,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 30,000円$ (イ) 構成する児童の数が20人以上35人以下の支援の単位 $5,117,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 27,000円$ (ウ) 構成する児童の数が36人以上45人以下の支援の単位 $5,117,000円$ (エ) 構成する児童の数が46人以上70人以下の支援の単位 $5,117,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 85,000円$ (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円
----------------------------------	---	----------------------------------	---

	イ 開所日数加算額(1 支援の単位当たり年額。年間開所日数のうち、1 日 8 時間以上開所する日が 50 日以上ある場合に限る。)(年間開所日数－250 日) × <u>23,000 円</u> ウ 長時間開所加算額(1 支援の単位当たり年額) 次の(ア)及び(イ)の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定めるところにより算出した額 (ア) 平日分 平日の開所時間のうち、午後 6 時 30 分を超えて開所した時間の年間平均時間数 × <u>495,000 円</u> (イ) 長期休暇等分 長期休暇等における開所時間のうち、1 日 8 時間を超えて開所した時間の年間平均時間数 × <u>223,000 円</u> (2) 年間開所日数が 200 日以上 249 日以下の放課後健全育成事業所 ア及びイの金額を合算した額 ア 基本額(1 支援の単位当たり年額) 次の(ア)及び(イ)の支援の単位の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定める額 (ア) 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位 <u>3,580,000 円</u> (イ) 構成する児童の数が 1 人以上 19 人以	
	イ 開所日数加算額(1 支援の単位当たり年額。年間開所日数のうち、1 日 8 時間以上開所する日が 50 日以上ある場合に限る。)(年間開所日数－250 日) × <u>21,000 円</u> ウ 長時間開所加算額(1 支援の単位当たり年額) 次の(ア)及び(イ)の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定めるところにより算出した額 (ア) 平日分 平日の開所時間のうち、午後 6 時 30 分を超えて開所した時間の年間平均時間数 × <u>449,000 円</u> (イ) 長期休暇等分 長期休暇等における開所時間のうち、1 日 8 時間を超えて開所した時間の年間平均時間数 × <u>202,000 円</u> (2) 年間開所日数が 200 日以上 249 日以下の放課後健全育成事業所 ア及びイの金額を合算した額 ア 基本額(1 支援の単位当たり年額) 次の(ア)及び(イ)の支援の単位の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定める額 (ア) 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位 <u>3,356,000 円</u> (イ) 構成する児童の数が 1 人以上 19 人以	

		下の支援の単位 2,054,000円 イ 長時間開所加算額(1 支援の単位当たり年額) 平日の開所時間のうち、 午後6時30分を超えて 開所した時間の年間平 均時間数×495,000円			下の支援の単位 1,881,000円 イ 長時間開所加算額(1 支援の単位当たり年額) 平日の開所時間のうち、 午後6時30分を超えて 開所した時間の年間平 均時間数×449,000円
障害児 受入推 進事業	障害児 受入推 進事業	2,352,000円(1支援の単位 当たり年額) 以下のすべてを満たす場合 の実施に、補助の対象とする。 ア 障害児を受け入れるた めの専門的な知識を有す る放課後児童支援員を配 置すること。 イ 条例第9条第2項に規 定する配置基準を満たし たうえで、1名以上の加配 を行うこと。	障害児 受入推 進事業	障害児 受入推 進事業	2,232,000円(1支援の単位 当たり年額) _____ _____ _____ _____ _____ _____
放課後 児童支 援員等 処遇改 善事業	放課後 児童支 援員等 処遇改 善事業	支援の単位ごとに次により 算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者 数×事業実施月数 「賃金改善対象者数」とは、 (月額9,000円相当賃金改善)に、1月当たりの勤務時間数 を就業規則等で定めた常勤 の1月当たりの勤務時間数 で除した非常勤職員数(常勤 換算)を加えたものとする。 なお、当該年度において、賃 金改善が行われている、又は 賃金改善を行う見込みであ る職員数により算出するも のとし、新規採用等により賃 金改善対象者数の増加が見 込まれる場合には、適宜賃金	放課後 児童支 援員等 処遇改 善事業	放課後 児童支 援員等 処遇改 善事業	支援の単位ごとに次により 算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者 数×事業実施月数 「賃金改善対象者数」とは、 (月額9,000円相当賃金改善)に、1月当たりの勤務時間数 を就業規則等で定めた常勤 の1月当たりの勤務時間数 で除した非常勤職員数(常勤 換算)を加えたものとする。 なお、当該年度において、賃 金改善が行われている、又は 賃金改善を行う見込みであ る職員数により算出するも のとし、新規採用等により賃 金改善対象者数の増加が見 込まれる場合には、適宜賃金

	改善対象者数に反映し、算出するものとする。 <u>ただし、補助基準額を下回る賃金改善を行う場合は、補助の対象としない。</u>		改善対象者数に反映し、算出するものとする。_____
備考		備考	
1	1 支援の単位とは、 <u>条例第9条第4項</u> _____に規定する単位をいう。	1	1 支援の単位とは、 <u>長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第4項</u> に規定する単位をいう。
2	(略)	2	(略)

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後に行われる補助対象事業について適用する。